

唐津市監査委員公告第6号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について
地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に関する報告に基づいて
講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年9月5日

唐津市監査委員 竹内 御木 夫

唐津市監査委員 飯田 隆 人

定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和3年12月20日～令和4年5月11日

ボートレース企業局

1 施設貸付に伴う光熱水費の請求について

【総務管理課】

競技部棟内選手食堂の貸借については、一般財団法人日本モーターボート競走会会長と唐津市モーターボート競走場施設貸付契約書が締結され、第7条第4号で使用者において使用する光熱水費は使用者が負担するものと規定されているが、電気料金及びガス料金の使用料請求において次のような不適切な事務処理がされていた。

- (1) 電気料金については、個別に設置したメーターにより月毎の使用電力量に単価を乗じて算出されている。電力量検針表では使用電力量について4月分は478kwh、5月分は527kwh、6月分は388kwhであったが、いずれも3月分の使用電力量である576kwhで積算されていたため4月分から6月分について過大請求になっていた。
- (2) ガス料金については、ガス事業者と年度当初に1年間の物品購入単価契約書を締結し、その契約単価を基に個別に設置したメーターにより月毎の使用量に応じて算出されている。令和元年度の契約単価は当初基本料金1 m³まで1,080円、1 m³を超える量1 m³あたり378円であったが、変更契約により令和元年10月1日から基本料金1 m³まで1,100円、1 m³を超える量1 m³あたり385円となっている。令和2年度においても、契約単価は基本料金1 m³まで1,100円、1 m³を超える量1 m³あたり385円となっていた。しかしながら、実際の請求額は、令和元年10月分から令和3年3月分までの使用料については、令和元年の変更契約前の基本料金1 m³まで1,080円、1 m³を超える量1 m³あたり378円で料金を算定されており1年6か月に渡り過少請求になっていた。

(講じた措置)

過大請求になっていた電気料金及び過少請求になっていたガス料金については速やかに返還及び請求事務を行った。

また、担当者はもとより担当係長及び決裁権者による契約書や検針票等の単価や数量確認を徹底するよう改めた。

2 会計年度任用職員報酬について

【総務管理課】

会計年度任用職員の報酬については、唐津市ボートレース企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（以下「規程」という。）別表第1に規定されている。

令和2年度において、ボートレース開催事務員の1号職員は基本報酬月額145,200円と定められているが、実際は月額159,600円が支給されていた。

報酬の実支給額と規程に定める額との相違については、前回の定期監査においても指摘しており、今回も同様の事例が見受けられたことは極めて遺憾である。

（講じた措置）

基本報酬月額については、令和4年1月1日に唐津市ボートレース企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正することで実支給額との相違を解消した。

また、年度当初及び規程改正の際には、支給額と規程に定める報酬額の確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう改めた。

3 広告業務委託契約書における消費税額等の表記について

【企画宣伝課】

電話投票の売上向上を図るため、全国発売のボートレース専門誌である月刊マクールに広告を掲載するため、事業者と月刊マクール広告業務委託契約書を締結しており、同契約書第3条により「委託料の額は金3,036,000円（うち消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）」と規定され収入印紙1千円（記載された契約金額が200万円を超え300万円以下のもの）が貼付されていた。

しかしながら、国税庁長官名で発出された「消費税法の改正等に伴う印紙税法の取扱いについて（平成元年3月10日付け間消3-2）」によると、消費税の課税事業者が消費税及び地方消費税（以下「消費税額等」という。）の課税対象取引に当たって課税文書を作成する場合に、消費税額等が区分記載されているとき又は、税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等は印紙税の記

載金額に含めないものとされている。

したがって、消費税額等について「うち消費税相当額及び地方消費税相当額含む。」と定めた本契約書では、消費税額等が明らかとなる表記とは言えない。

前回の定期監査においても、「（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）」と表記していた工事請負契約書について、唐津市財務規則で定めた消費税相当額及び地方消費税相当額を記載した工事請負契約書の様式のとおり事務処理をするよう指摘していた。

印紙税法に基づく課税文書の取扱いについては、消費税額等が適正に表記された契約書に改められたい。

（講じた措置）

印紙税法に基づく課税文書の取扱いを周知徹底した。また、指摘以後、文書決裁等の過程において、契約書に消費税額等が適正に表記されているか、決裁権者及び文書主任による確認を徹底するよう改めた。

なお、令和4年度の契約から消費税額等の明記を行っている。